

# 妊婦のための支援給付金

(以下、「妊婦支援給付金」)



全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、継続的に情報発信や相談に応じる「妊婦等包括相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施します。

**妊婦等包括相談支援** ～面接や訪問を実施します～

- (1) 妊婦届出時面接 (妊娠届出時)  
内容：母子健康手帳・妊婦健診受診票 (前期分) の交付、妊娠届出アンケート、保健相談
- (2) 妊娠中期面接 (妊娠 20 週前後)  
内容：妊婦健診受診票 (後期分)・産婦健診受診票・新生児聴覚検査受診票の交付、妊娠経過の確認、保健栄養相談
- (3) 妊娠後期面接 (妊娠 32～34 週頃)  
内容：産婦健診受診票・新生児聴覚検査受診票の交付、後期面接アンケート、妊娠経過の確認、保健相談、産後ケア事業の案内
- (4) 赤ちゃん訪問 (出産後 1 か月前後)  
内容：出産時の状況確認、お母さんと赤ちゃんの体調確認、赤ちゃんの計測、乳幼児健診・予防接種の案内、保健相談

## 経済的支援

- (1) 妊婦支援給付金 (1 回目)：妊娠届出後に妊婦 1 人につき 5 万円を支給
- (2) 妊婦支援給付金 (2 回目)：赤ちゃん訪問後に児 1 人につき 5 万円を支給

## 【申請方法】

妊娠届出面接時、赤ちゃん訪問時に申請書をお渡ししますので、保健福祉課へ提出してください。

## 申請必要書類

- (1) 妊婦支援給付金 (1 回目)：申請書、母子健康手帳表紙の写し、本人確認書類の写し、入金を希望する金融機関の口座番号等の写し
- (2) 妊婦支援給付金 (2 回目)：申請書、母子健康手帳 1 ページ目の写し、本人確認書類の写し、入金を希望する金融機関の口座番号等の写し